平成２８年（フ）第２９号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈12番地
破産者　有限会社千尋商事
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第８４８号
東京都江東区東陽４丁目８番10号西本ビル２階
破産者　株式会社トラベル出版
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６３号
札幌市豊平区福住一条６丁目120番地20
破産者　有限会社邦実
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７９９号
千葉市若葉区高品町899番地１　高品ハイツ２棟808号
破産者　小澤　孝之
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８２２号
千葉市中央区村田町276番地15
破産者　中山　由貴
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８９号
川崎市宮前区野川3219番地１　ソレイユ・ルヴァンＶ　303、前住所川崎市宮前区平３丁目７番58号
破産者　飯塚　　等
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７３号
川崎市高津区下作延４丁目27番51号、前登記簿上の住所川崎市高津区下作延４丁目17番10号
破産者　有限会社大東コーポレーション
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７４号
川崎市高津区下作延４丁目27番29号、前登記簿上の住所川崎市高津区下作延４丁目17番10号
破産者　株式会社シンセイ
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
福井県勝山市元町１－７－21ＷＡＶＥフチガミビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地福井県勝山市栄町４丁目１番16号
破産者　有限会社サプリメント
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１００４号
神戸市中央区伊藤町106番地2104号
破産者　株式会社ａｓｉａ　ｃｒｅａｔｉｖｅ　ｆａｃｔｏｒｙ
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００５号
神戸市中央区伊藤町106番地2104号
破産者　株式会社ａｓｉａ　ｇｌｏｂａｌ　ｉｎｃ
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７０号
島根県雲南市三刀屋町三刀屋52番地２
破産者　案田　文夫
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７１号
島根県雲南市三刀屋町三刀屋52番地２
破産者　案田　佳子
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７０号
福岡県小郡市三国が丘３丁目７番地グリーンヒルズ三国が丘Ｂ－205
破産者　株式会社ＧＪＳ
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３０２号
熊本市中央区下通１丁目７番２号　プレイタウン司ビル
破産者　合同会社ＳＳＺ
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６２号
鹿児島県薩摩川内市大小路町3501番地
破産者　株式会社ヤマカ
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
鹿児島県阿久根市多田206－１、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県阿久根市多田286番地
破産者　有限会社ナカツラ
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第３号
北海道室蘭市日の出町３丁目７番６号
破産者　草太郎株式会社
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１３８０号
横浜市旭区今宿東町629
破産者　日東測地株式会社
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６７１号
横浜市保土ケ谷区新井町45番地
破産者　有限会社Ｉ・ＦＲＥＥ
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３号
長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1205番地１
破産者　株式会社アトリエ・ムーラン
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部